

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(広告物又は広告物を掲出する物件の滅失の届出)</p> <p>第13条の2 [略]</p>	<p>(広告物又は広告物を掲出する物件の滅失の届出)</p> <p>第13条の2 [略] <u>(管理義務)</u></p> <p>第13条の3 <u>広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は広告物を掲出する物件の劣化及び損傷の状況を確認し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</u></p> <p><u>(点検)</u></p> <p>第13条の4 <u>広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は広告物を掲出する物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の場合において、同項本文の広告物又は広告物を掲出する物件が規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件であるときは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める者に点検させなければならない。</u></p> <p>(管理する者の設置)</p> <p>第16条の10 [略]</p>

<p>2 規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、前項の管理する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならぬ。</p>	<p>2 規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、前項の管理する者は、建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならぬ。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。